

## 策定の趣旨

PHR（Personal Health Record）の推進に向け、今後、保健医療情報のうち、まずは健診情報等のPHRにおける活用を検討する上で踏まえるべき留意事項を整理。

## 国民・患者視点に立ったPHRの意義

- PHRについては、「個人の健康診断結果、服薬履歴、日常生活データ等の保健医療情報を、電子記録として正確に把握・活用するための仕組み」として整備を進める。
- PHRの利用目的としては、①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成、②効果的・効率的な医療等の提供、③公衆衛生施策や保健事業、災害等の緊急時の取組、④保健医療分野の研究が想定される。

## 健診情報等を中心としたPHRの検討のための留意事項

## (1) 基本的な考え方

- データ活用の重要性が高まる中、今後の保健医療分野の取組を進める上での基盤として、PHRの整備が必要。
- PHRは、①～④のような利用目的が存在しているが、まずは、「①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成」のための利用を想定して、健診情報等から段階的に整備。
- また、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組み等を議論する中で、②～④のための活用も検討。

## (2) PHRとして提供する情報

## ア 利用目的からの整理

- 「①個人の日常生活習慣の改善等の健康的な行動の醸成」のために、必要に応じて医療従事者等の協力の下で本人が利用することを想定して、提供する情報を選定。

## イ 情報の信頼性等からの整理

- 精度や解釈について安定性があり、エビデンスが確立され、診療ガイドライン等で整理されているものを対象。まずは、法定の健診等の検査項目となっているものから検討。

## ウ 個人のリテラシーからの整理

- 既に一般的に個人に提供され、理解が進んでいる法定の健診等を対象。
- その際、個人の心情や人権への配慮等の観点で、機械的に開示すべきでない情報は、慎重に検討。

## (3) 情報提供等の在り方

- 情報の提供や閲覧、保存方法等について、その費用対効果等を踏まえ、国・自治体・公的機関、民間事業者又は個人の役割分担を含めて整理。その際、最低限のインフラは、国・自治体・公的機関が整備。

## ア 円滑な提供・閲覧等

## (ア) 情報の電子化・標準化

- 効率的な運用を行うため、情報の電子化やデータ形式の標準化が必要。

## (イ) 情報閲覧時の一覧性等の確保

- 過去の情報も含めてサマリー化・ヒストリー化など理解しやすい形で閲覧できる環境や、新旧情報管理者の間で情報連携が行われる仕組み、データをダウンロードする際のインターフェイスの統一等の環境を整備。

## (ウ) 既存インフラを活用した本人への情報提供

- 各制度への影響や費用負担を踏まえ、可能な限りマイナポータル等の既存インフラの活用を検討。

## イ 適切な管理

## (ア) PHRの利用目的を踏まえたデータの保存期間及び保存主体の設定

- 各健診等の制度趣旨や利用目的、費用対効果などを踏まえ、可能な限り各情報管理者等によって長期間保存。

## (イ) PHRとして提供される情報を適切に取り扱うための仕組みの整備

- PHRの情報の活用は、適切な本人同意やセキュリティの確保等が前提。
- 継続的な個人のヘルスリテラシーの向上や、未然に個人の不利益を防止する仕組みを検討。

## ウ 適正かつ効果的な利活用

## (ア) 情報の相互運用性

- 情報の継続性等の観点から、PHRサービスの提供主体間の情報の相互運用性を確保。

## (イ) 民間PHR事業者による個人情報の適切な管理

- 民間PHR事業者における保健医療情報の適切な取扱いや必要なセキュリティ水準等の一定のルールを整備。

## (ウ) 幅広いPHRサービスの活性化

- 一部の民間PHR事業者によるデータの囲い込み等を回避し、国内民間PHR事業者の育成や参入を促進するための方策等を検討。